

消費者安全に関する検討委員会

第 11 回議事録

内閣府 国民生活局

第 11 回 消費者安全に関する検討委員会
議事次第

日 時：平成 21 年 6 月 19 日（金） 10:58～12:04

場 所：内閣府本府庁舎第 3 特別会議室

1 開 会

2 報告書取りまとめについて

3 閉 会

升田委員長 それでは、ただいまから「第 11 回消費者安全に関する検討委員会」を開催いたします。第 10 回から若干時間があきましたけれども、その後いろいろな動向は各委員の方も御承知のことと思います。皆様におかれましては、大変御多忙の中、御出席いただきまして本当にありがとうございます。

本日は、本委員会の報告書取りまとめ(案)について、御議論をいただきたいと存じますが、その議論の後に今日は大臣がお見えになるという予定でありまして、大臣の方から皆様方の御意見も賜りたいというお話もありますので、それを踏まえて御議論いただければと存じます。

それでは、早速でありますけれども、議事に入りたいと思います。

まず、事務局より、消費者庁及び消費者委員会関連 3 法の成立の経緯、その要点。並びに第 10 回委員会における御意見を踏まえまして報告書取りまとめ(案)について御説明をお願いしたいと思います。

野村消費者安全課長 お手元に資料といたしまして検討委員会報告書(案)というものの、それから、参考といたしまして、消費者庁及び消費者委員会の審議の経過等に関する資料 3 種類お配りさせていただきます。

次に、参考資料の方から御説明させていただきます。

参考資料の 1 でございますが「消費者庁及び消費者委員会関連 3 法案の審議経過について」でございます。

本年初めに衆議院に消費者問題に関する特別委員会が設置をされまして、3 月 17 日から法案審議に入ったことは御案内のとおりでございます。

その後、消費者問題に関連いたします関係分野の各大臣をお招きしての審議を時間をかけて御審議いただいたところでございまして、4 月 17 日には議了となったところでございます。衆議院での合計審議時間は 58 時間でございます。

参議院の方でも消費者問題に関する特別委員会が 4 月 22 日に設置をされまして、参議院の方では合計 30 時間の審議が行われまして、5 月 29 日に参議院本会議において、可決・成立をいたしたところでございます。

法案の内容に関しまして、参考資料 2 及び参考資料 3 というものを配付させていただきます。簡単に御紹介をさせていただきます。

「消費者庁及び消費者委員会設置法」という法律でございますが、これは消費者基本法第二条にございます消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとりまして、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保、並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務、これらを一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置することとされたところでございます。

また、消費者庁とは別に内閣府の本府に消費者委員会を設置するとされたところでございます。

「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」というのが第二法でございます。

消費者庁及び消費者委員会の設置に伴いまして、内閣府設置法その他の関連する法律の改正が行われてございます。表示、取引、安全その他の分野の 29 本の法律に関しまして、消費者庁において所管をしないし共管をするための改正が図られているところでございます。

第三法といたしまして「消費者安全法」でございますが、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するという目的のために内閣総理大臣が消費者安全に関する基本方針を策定すること。

都道府県及び市町村において消費生活相談等の事務を実施すべきこと。

また、消費生活センターを設置すべきこと。

また、消費者事故等に関する情報を消費者庁において集約を図ること。

消費者被害の発生又は拡大の防止のために所要の措置を講ずるべきこと等の定めがされたところでございます。

引き続き報告書(案)の説明をさせていただきます。

「消費者安全に関する検討委員会報告書(案)」といたしまして、副題といたしまして「消費者の安全・安心の確保に向けた総合的な取組の推進について」とさせていただいております。全体を 4 章から構成をさせていただいております。

第 1 章「はじめに」といたしまして、これまで御審議いただいた経過及び特に力点を置いていただいた視点等について記述をさせていただいております。文章を読み上げさせていただきます。

(第 1 章『はじめに』朗読)

野村消費者安全課長 第 1 章でございますが、消費者行政の一元化並びに消費者庁及び消費者委員会の円滑な発足に向けた取組といたしまして、1 つ目の節で「消費者事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムのあり方」としてございます。

最初の文章は第 10 回での御指摘を踏まえて、修文をさせていただいているところが下線の部分でございます。

「(1)基本的な考え方」といたしまして、「消費者事故情報の捉え方」「重大事故情報の収集活用のあり方」「詳細な事項情報の収集及び活用のあり方」「社会全体としての事故情報共有化」「警察、消防、医療機関等との情報共有」の 5 つの paragraph を記載させていただいております。

小さい節の 2 つ目「(2)当面の取組」でございますが、「事故情報データベースの構築」「消費生活相談窓口等の強化」「事故情報分析ネットワークの構築」「消費者安全情報総括官制度の活用」の 4 つの paragraph から構成させていただいております。

「(3)更なる検討課題」の 1 つ目に「国民に対して積極的に事故情報を公表、提供するルールのあり方」というのが 9 ページでございますが、これまでの審議で繰り返し御指摘ございましたところ、また、国会審議等も踏まえまして、国民に対して積極的に情報を公表・提供するという内容に記述を改めさせていただいておりますが、冒頭と末尾の下線部分でございます。

10 ページでは「潜在的な事故情報の受信」。

「国際的な情報共有」。

11 ページ～12 ページにかかけまして「重大事故情報報告・公表制度」に関する記述を書かせてい

ただいております。

12 ページ「2.『消費者の視点』を取り込んだ新たな取組の展開」といたしまして、4つの小さい節から成っております。

「(1)食品の安全・安心の確保」について、「(2)事故の未然防止につながる原因究明」。「(3)安全性に係る基準のあり方」が15ページ～16ページにかけてございます。

「(4)生活弱者の目線に立った取組」が16ページ目に記載をさせていただいております。

「第 章 消費者・事業者の取組と環境整備」でございます。

第10回で時間をかけて御議論いただいたところでございますが、消費者・事業者・行政機関との役割についての記述を冒頭に書かせていただいております。

消費者の安全・安心の確保のために求められる消費者・事業者の取組みと環境整備について、消費者基本法は基本的な考え方を明定している。消費者は、自ら進んで消費生活に関して必要な知識を修得し、必要な情報を収集して、自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。国等は、消費者の権利の尊重及びその自立を支援するため、総合的な政策を推進しなければならない。事業者は、消費者の権利の尊重及びその自立の支援のため、消費者の安全の確保、消費者に対する明確かつ平易な情報提供等の責務を負う。

こうした基本的な考え方立ちながら、関係者においては以下のような諸課題に優先的に取り組んでいくべきである。

前回の御議論を踏まえまして、冒頭記述を入れさせていただいております。

「1.消費者の自立支援」といたしまして、「(1)消費者安全教育の推進等」、18ページ目「(2)消費者へ伝わり、かつ消費者がより参加するリスクコミュニケーション」としてございます。

「2.リコール促進の取組の強化」でございますが、「(1)リコール促進の共通指針と分野別指針」。

「(2)環境整備のための諸課題」について、20ページに記載させていただいております。

「第 章 新たな消費者基本計画に向けた課題」といたしまして、3つの節を記載させていただいております。

「1.被害救済の実効性の確保・向上」。

「2.安全・安心に関する知識の総合化」。

「3.国際的な潮流を踏まえた消費者安全法制のあり方」について記載をさせていただいております。

参考といたしまして、事故情報の一元的な収集等に関する当面の取り組むべき記載にございます「消費者事故情報の一元化システムの全体像」と「事故情報データベース」「事故情報分析ネットワーク」のイメージ図、及び本委員会の前半の方で集中的に御審議いただきました「リコール促進の共通指針」を別添として添付させていただいております。

資料の説明は以上でございます。

升田委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

廣瀬委員 私は全体的に随分いろいろ言った方でしたけれども、よく正面からとらえていただい

ていて、立派な報告書だと思えます。どうもありがとうございました。

あえて言ってきた人間として、2つほど加えさせていただくと、消費者安全法が今度できたのですけれども、それも基本的には行政の立場から、どう取り組むかというものが前に出ているように思えます。これはこれまでの経緯もありますし、やむを得ないと思えますけれども、1992年 EC の製品安全指令というのができたときには、市場に置かれる製品は安全なものにするという基本的な考え方から始まっているわけです。そういうふうに、消費者の市場における安全という理念というか、そこから出発しているところ、そこがまだ消費者安全法では十分にとらえられていないような感じがしないでもない。

この報告書では、そのためにどういうことをするかということが非常に詳しく書いてあるけれども、その出発点となる哲学が、ここでの議論でも不十分だったかもしれない。もう少し具体的な政策とかやるべきことの方が勿論重要性は高いと思えますけれども、そちらの方で主に取られて、基本的なスタートのところを、私も十分述べなかつたなと反省しております。

2 点目は、国際化の問題で、これもこちらでちゃんと指摘しているわけですが、近年特にグローバル化した中で、ヨーロッパやアメリカにおいても、アジア諸国からの製品について、勿論アジアだけではありませんけれども、その他いろんな規制があって、アメリカなどでも最近法改正があったけれども、現実的にはなかなかできないところはもう少し戻ったりとか、非常に微妙な状況があり、推進の方向もあるわけです。

そういう中で日本のこれまでやってきた対応というのは、国内では随分進んできたと思えますけれども、国外との関係、特に基準などについても、十分だったかなというところがあります。特に製品安全については ISO の基準とかいろいろあるわけですが、日本ではそういう非常にすぐれたものもあると思うのですが、それが国際的には残念ながら通用しないという話もある。全部が全部通用しないというわけではないと思えますけれども、自動車などは相当いい線いっているのもあると思えますけれども、ものすごくいい製品をつくって行って、いいものをつくれれば世界で売れるというふうにずっと我々は考えてきたけれども、必ずしもそうでもなくて、基準の方でリードしている国が優先して、日本よりも劣っているものでも世界に普及できるという状況があるみたいで、そういうことは非常に残念なことだと思います。

そういう国際的な市場の中における日本の製品の安全性の問題やその基準の問題というものにも、もう少し時間があれば、私はもっと言っておけばよかったと思っております、今はもう手遅れとは思いますが、一言述べさせていただきました。

升田委員長 ありがとうございました。従来の議論を踏まえて取りまとめているということと、もう一つは、今御提言のありました問題につきましては、別途いろいろ検討される場もあるかどうかと思えますので、御了解いただければと思います。

鶴岡委員 消費者・生活者を主役とする社会の実現を目指してという、今までなかったような新しい制度の実現を本当に目指して欲しいというわけですが、消費者庁が今後、国民の信頼を得ることが、その重要なかぎになってくるのだらうと思えます。

国民の信頼を得るためには何が必要なのかということ、さまざまな課題がこの報告書の中でも明ら

かにされていると思うのですけれども、特にその中でも情報の公開というのは重視していただきたい。この点につきましては、12 ページの中に今後の検討課題として非常に前向きな形で盛り込まれておりまして、「起因性がないことが明らかになる前であっても、広く事業者名等を含めた詳細な情報を公表する運用の手法を検討すべきである」とされておりまして、まさにこの方向でやっていただきたい。

その手法として、例えば消費者安全法に公開を原則とするという規定を盛り込むという考え方もあるかと思いますが。この情報公開を徹底していく効果としては、まず1つは消費者庁に対する信頼度が向上していくということ。要するに国民に対して隠し事をしませんよという姿勢を明確にできる。

2つ目として、消費者への注意喚起を早期に行える。

3つ目としましては、事業者について隠蔽はきかないよ。隠せませんよという、この3つの大きな効果が期待できるのではないかと思います。

報告書の中でも触れられておりますように、風評被害とか、公表に伴う若干の問題も起こり得る。特に食品とか医薬品とか、個々人の体調などの要因によってトラブルが発生するというケースも考えられる。

したがって、公開を原則するといいますが、そういった特異な特徴を持つ商品については、柔軟に対応できるような例外規定を設けるとか、ただし、その例外規定を設けるに当たっても同種の製品について、類似のトラブルが多発する場合には、さらに例外で公開するといった形で公開の仕組みを、きちっとつくっていったらよいのではないかと思います。

以上です。

升田委員長 ありがとうございます。今の御指摘は運用論と制度論にまたがるところがありまして、制度論は法律で成立したばかりであれですけれども、運用に当たっての留意事項という具合にお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

升田委員長 ありがとうございます。

島野委員 今の鶴岡委員のお話と若干似ているのですけれども、9 ページの風評被害等を発生させてしまった場合の責任というのと、ひかえた場合の不作为の責任、これはいろいろ検討が必要であるということと、12 ページに同様な公表について書かれていますが、将来の話かもしれませんが、今、鶴岡委員がおっしゃったように消費者安全法の中で対応するのか。それとも、公表というものについて単独の法律をつくるのかは別として、ずっと昔から私たちは公表するときに、違法性阻却事由とか、考えつつ公表しているのですけれども、専門の中川委員がいて恐縮ですが、真実相当性とかが求められる。名誉棄損みたいな話ばかりで、消費者保護というか、消費者の利益の擁護という部分がネグレクトされているみたいなのところがある。その辺の検討というか、何かの法律で、公表しやすくするような形を将来は設けるべきではないかという感じがします。

8 ページのところ、情報の分析の部分があり、要注意な情報を抽出しと、何文字かで書かれているのですが、愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶといいますが、愚者なものですから、

経験の方から言いますと、一番最初にそういう情報に接した人が分析評価検討する人のところに提出できるか、一番最初に見る人の資質というのに非常に影響される。

何とか分析官という人がどういう人になるのか知りませんが、そういう事故に今まで接していた人だとか、情報提供していた人とか、そういう人が一番最初の部分にいるのが大切で、あとはこういうアドバイザリーボードだとか医療機関のネットワークだとか、そこでもダブルで抽出されるようですけども、一番最初のところを大切にしていきたいなというふうに、意見というか要望でございます。

升田委員長 第1点目の御指摘は従来から実際に裁判になった例もありますし、ならなくてもいろいろもめている例もあって、情報公開するのはいいけれども、後で責任問題になるという恐れがある。そういう問題についてはもっと別途検討すべきではないかという御議論ですね。この委員会でも幾つかの意見が出ましたけれども、確かにそのところは積み残しですので、将来的に御検討いただければと思います。

2番目の御指摘は、非常に重要な御指摘で、確かに最初のインテークの段階で感度が悪いとなかなか正確な情報も伝わらない。あるいは問題がさらに拡大するということがあるかと思えますけれども、それは運用の問題に関わると思えますので、それは実際の運用に当たって留意していただきたいと思えます。

そのほか、いかがでございましょうか。

古田委員 報告書全体は、まだいろいろ積み残し課題はあると思えますけれども、議論されたことを要領よくおまとめいただいていると思えます。非常に細かくて恐縮なのですが、23ページの裏に絵があるのでありますが、一番右上の国民のところ、「安全行政への関与、参加」とあるのでありますが、これがあることは非常に結構なのですが、矢印が反映されていないので、お上から国民の方へ一方的に矢印が行っている。どちらかという古典的という感じがいたします。この辺を少し関与、参加がわかるように双方向に、この手の絵を描くときにはそういう意識でやっていたらいいと思えます。

下の「関係府省庁・機関」との間も、やはり、国民との間に「関与・参加」の相互作用があっただけの感じが持ちました。

以上です。

升田委員長 「消費者事故情報一元化システムの全体像(イメージ図)」の右上辺りにあります「国民」のところを中心にもらいますと、消費者庁の方から一方的に矢印が来ている。逆がないではないかというのが1つの御指摘です。

下の方に書いてあります「関係府省庁・機関」の間の矢印がないということなのですが、これは多分矢印があっても、何らおかしくないという非常に消極的な言い方なのですが、従来もあるわけですから、確かにあった方がいいのではないかと思います。そこはいかがでしょうか。

野村消費者安全課長 細かい御指摘だとおっしゃってくださったのですが、非常に基本的な大切な問題意識の部分だと思いますので、きちんと修正をさせていただければと思います。

升田委員長 そのほかいかがでございますでしょうか。

向殿委員 大変よくまとまっていると思いますし、私もかなり言いたいことを言いました。その中で、方向は幾つか出ているのですが、その1つをもう一度申し上げさせていただければと思います。

8 ページに「原因究明・追跡調査」とあります。製品事故で一番大事なことは再発防止。そのためには原因を究明することだというふうに思っております。原因さえ本当に分かれば、何とか技術的に対応可能であるというふうに考えます。

これを見ると「試験研究機関、検査機関、技術士、大学等に対して、速やかに原因究明・追跡調査のための協力を得る体制を整備する」となっております。また、将来の問題として15 ページの方に「(2)事故の未然防止につながる原因究明」となっておりまして、ここの章の中に、調査権を持った事故調査委員会を設置し立入調査云々というのが検討課題であるとして書いてあります。消費者庁は内閣総理大臣の下にあるとすると、ある程度省庁を超えていますので、できたら原因究明も将来に向けてここで中心にやるというふうな形を取ると、本当に消費者の安全につながるというふうに思います。ぜひその視点を忘れないで、これからもそちらへ向けて頑張っていただきたいと思っております。

升田委員長 今、向殿委員御指摘のように、従来から問題になっているところでありまして、今日は担当の幹部の方もおられますので、その旨の意見は十分聞いておられますので、そういうことでよろしゅうございますか。

向殿委員 結構でございます。

升田委員長 ありがとうございます。そのほか、いかがでございますでしょうか。

この報告書につきまして、従来からそれぞれ先生方の御議論を踏まえさせていただきまして、まとめたものでございますけれども、今の御意見を伺いますと、御了承いただいたということにさせていただきますのでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

升田委員長 どうもありがとうございます。なお、もう一度文章をよく読みまして、若干の「てにをは」その他の形式的な修正はあろうかと思っておりますけれども、そういった問題につきましては、私の方に御一任いただければ幸いですけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

升田委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきたいと思います。

本日お取りまとめいただきました報告書につきましては、私の方から消費者政策部会に報告したいと存じます。その結果等につきましては、また事務局の方から委員の先生方に御報告をお願いするようにしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

間もなく大臣が到着される予定になっておりますので、しばらくお待ちいただければと思います。

大臣は12時くらいまでおられると伺っておりますので、その間、各委員の方からいろいろな御意見をいただきたいということですので、御意見がありましたら、多くの方がいらっしゃいますの

で、できましたら簡潔にお願いできたらと思います。できるだけ多くの方に御発言いただければと思います。

(野田特命担当大臣入室)

(報道関係者入室)

升田委員長 それでは、野田大臣がおいでになりましたので、野田大臣にごあいさつをいただきたいと存じます。

野田特命担当大臣 今日でこの検討委員会は最終回ということで、ちょうど私が担当大臣として9月の終わりに、消費者庁関連三法案を提出させていただき、10月、11月、12月と何事もなく、1月になって特別委員会が設置されて、しばらく間があいた後、衆参合わせて約90時間、歴史に残る長い審議時間と、ギネスに載るくらいの附帯決議を34もいただいて、消費者庁というのは、先般、すべての政党の賛成をいただいて成立させていただいたのですけれども、その間この検討委員会の皆様方には事故情報の一元化について大変熱心に御議論いただきまして、本当にありがとうございました。

実際に国会の委員会でのやりとりの中でも、このことはすごく多くの時間を取りましたし、国民にとって安全・安心の確保という観点からは、その大切さというのは非常に伝わってまいりましたので、そういう意味では委員会の皆様方の検討事項は大変ありがたかったと思っております。

いよいよ準備室ができました。総理が最近えらく気合いが入っております、9月までにはつくれ。1日も早く、国民・消費者のために発足させるということで急ピッチで活動しているところでございますけれども、そこには是非先生方のお取組みをかわらせていただきまして、実効性のある消費者のための消費者庁がつかれるよう、これからしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、長きにわたってのさまざまな取組ありがとうございましたと申し上げるとともに、これからは是非厳しい眼で消費者庁の行方を見守っていただきたいなということを言いたくて、今日は出かけさせていただきました。

委員会がずっと続いていたので、検討委員会の方にはほとんど顔を出すことができませんでしたけれども、未熟ながらもこの委員会でのいろいろな報告などもいただきつつ、各党の質問については誠心誠意、答弁をさせていただいたのではないかと考えております。

しっかり頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

いろいろありがとうございました。

升田委員長 どうもありがとうございました。大臣には12時ころまでお時間をいただけると伺っております。せっかくの機会ですので、大臣との懇談会を行いたいと存じます。

それでは、御自由に御発言をお願いいたします。

島野委員 先ほどおっしゃったように答弁席にいただけでも大変だろうなと思ったくらい長くて、本当にお疲れ様でした。

私、割合予言者みたいなところがありまして、朝日新聞の2007年の1月に、そのころは消費者庁のことなど誰も口にできなかったときに、将来は経済産業省などの消費者保護部門と公取、国民生活センターを合併し、苦情相談と規制執行業務、消費者教育などを一体的に行う消費者省のような

組織を、ということを主張したことがあるのです。どうせこの時期に言ってもできっこないから大ぼらを吹いてやれと思って消費者省と言ったのですけれども、現実になった。

今度は野田大臣が、案外近い将来、総理になるのではないかと予言しているのです。総理だったら、あるいはフリーハンドでやれば、もう少しこういうことやりたかったのだということがあると思うのです。自分が総理大臣になったらやりますよというのは何かありますか。

野田特命担当大臣　そもそもの前提が空恐ろしくて、民主党の議員からよく言われたのは、小さ過ぎる。消費者というのは国民すべてですから、その案件を扱うには200人では少ないし、大丈夫かというのはしばしば質問されて、私も心の中ではそうだと思いつつ、今のスクラップアンドビルドの中で、総務省さんから厳しくやられる中で、ようやく皆さんが支えてくれたからできた役所なので、これは非常に悩ましいのですけれども、消費者庁が人気があるということは、それだけ困っている人が多いということにもなるし、消費者庁が大活躍するということは、それだけ消費者被害がたくさんあって、それを解決していかなければならないということでは余りありがたきはないのですけれども、安全と安心にまだまだ隔たりがあって、消費者教育を含めて、いろんなことをこれからスタートするに当たっては、今後国民のリクエストに応じてどんどん育てて、大きくなってもらいたいなという思いはあります。

升田委員長　ほかの委員の方いかがでしょうか。

廣瀬委員　この報告書は基本的によくまとまって、随分私もいろいろ言った割には、よく受けとめていただけたなと思っておりますが、先ほども少し議論が出たのですが、まだまだのところ随分あるということです。

先ほどは2つほど言いまして、例えば EC 指令というのは1992年にできたのですけれども、93年にはもう一つ、契約条項の不当性を規制する指令が出て、こちらの方については日本も立法をしております。消費者契約法というものができたわけです。

当時ヨーロッパにはもう一つ、製品安全指令という、安全問題について両輪としてあったわけです。ヨーロッパの市場に広がる物は安全でなくてはいけない。合理的な安全性のあるものにしよう。契約の方も変なものにならないようにしよう。不当条項規制と製品安全規制とが両輪のようにつくられた。

日本はその後、消費者契約法ができて、契約については随分よくなったし、最近では適格消費者団体が随分活躍し始めて、私は消費者法を教えておりますけれども、明治以来画期的な状況ができつつあると思います。

法務省なども随分昔から法律をつくったりしているけれども、内閣府で消費者契約法というものをつくって、あっという間に変わってきた。これは内閣府の大きな業績だと思います。

勿論、法務省の悪口を言うつもりはないのですけれども、ゆっくりやっていたら何年かかっただかわからない。それがばんばんとやっちゃってどんどんまた判例もできてきて、裁判所の事例も出てきてますます進み、大学の入学や受験に際しての学納金を事前に払わなければならない。我々のときにはずっとそういうのがあったわけです。

それが消費者契約法というものができて、その9条にそういうものに対しての問題については不当

条項だというのができて、それを最高裁も受けとめて、全国の受験制度を変えたような部分があるわけです。この基になったのがこの消費者契約法だったわけです。

そういう意味で私は非常な意味があったと思うのですけれども、もう一方の製品安全については長らく立法に対応がなくて、ようやくここに来て消費者安全法というのができて、これはすばらしいと私は思ったのですけれども、読んで見ると行政組織の問題というものが非常に前面に出ている、内閣総理大臣とかいうものにも消費者委員会がいろいろ言えるとか、これも画期的だと思いますけれども、92年にヨーロッパにできたときに、まずはとにかくヨーロッパ市場に置かれる製品は安全なものにしようという基本的な理念とルールが掲げられたわけです。こういうものが日本の消費者安全法にはないわけです。我々も検討しなければいけなくて、我々のミスでもあるかもしれませんが、具体的な政策に追われて、そういうところをもう少し言うべきだったと思っております。

第2点は、先ほど少し申し上げたのですが、国際化の点がこの報告書にも書かれているわけです。今や買うものも何も国際的なものだし、つくる方も、物質も製品の部品も国際的になっているわけです。

そういう中で、国際基準というものが日本はどうしても遅れていて、追いつくことばかりで、製品は物すごくいいものをつくって、世界に冠たる技術立国というのはいまだにあると思うのですけれども、いろんな基準はある。その基準はほかの国がリードしているので、せっかくいいものをつくってもそこに乗らないために競争で負けているような状況があるわけです。

安全についても、例えばある国でおかしな食品があったというときに、日本で食品の基準をこういのはどうですか。あるいは日用品の製品の基準も日本でもあるわけです。そういうものをどんどん売りに出していくという姿勢が国際基準では必要なのだけれども、これまでの省庁で多少私が勉強したところでは、国際的な部分が非常に少ないという気がします。

私ばかりで言うと、モノポリーでいけないということになりますが、もう一つだけ言わせていただくと、一元化で広がりが出てきていると思うのですけれども、これは先ほど言わなかった点なのですが、実はいろいろな事故が起きたりしたときに、原因というのはいろいろな層があって、物すごく深いところもあるわけです。例えば原子力安全などについては、日本では原子力事故は余りないのだけれども、いろいろなトラブルがあったり、情報の問題があったりなどして、根本原因分析などというところまで行っているのです。

具体的な事故がどう起きたかということだけではなくて、その基には組織の文化とか、何となく、なあなあではなかったかとか、そういうところまで降り立って検討していこうということが、まだ不十分だと思いますけれども、あります。

つまり、そういう深みのある政策というものがこれからは大事で、今のところまずは情報の一元化という一番スタートのところだけがとりあえずできたようなもので、これはかなり立派なものだと思いますけれども、さっき島野委員や向殿委員が言っていましたが、そのこのところでもまだまだ不十分なところがあります。だけれどももっと元にある問題に突っ込んでいくという必要が実はある。そういうところがまだまだだということは御理解いただきたいなと思います。

どうも長いこと失礼いたしました。

野田特命担当大臣 私、原子力政策も担当しているのです。21 担当していて、確かに原子力政策というのは、事故はないのですが、周辺のいろいろなトラブルがすごくあります。おっしゃっている意味はよくわかりました。

原委員 私も遅れてきたものですから、今日の前半の議論を知らないままで、重ねての発言になるかもしれませんが、意見を述べさせていただきたいと思います。

消費者から見ると、この消費者安全とか、事故情報というのは一番大きな課題です。契約トラブルと並んで、大きな課題なのですが、ここでの議論という位置付けなのですが、まず国民生活センターのあり方懇というのを一昨年やっていて、それから国民生活審議会で5つのワーキンググループをつくって、「つくる」のワーキンググループが中心になってこの事故情報の扱いのところを検討されていて、今後この検討会ができて、そして消費者庁の議論も並行して進んでいたという非常に輻輳的な構造でこの3年間が進んできているというところがあって、重複して議論しているところもあるし、まだ欠けているようなところもあるというのが今の姿なので、消費者庁ができ上がったことを、消費者委員会もそうですけれども、それを契機にもう一回大きな制度設計をやる必要が私はあると思っています、今、廣瀬委員がおっしゃったように、今の消費者安全法を見ると、隙間対応とか、重大事故とかについて対応する。それから権限をどう持つかということと、消費生活センターの設置の話はありますけれども、基本理念というものがまだ入っていないし、国際的な連携という辺りも欠けているという部分があるので、その辺が必要だということがあります。それが1つです。

2つ目は、法律でいろいろと手当をしましたので、この事故情報の一元化とか分析とか提供は非常に大きな課題だということは見えているのですが、それは条文上には落とされているのですが、ハードの面というか、どういうふうにネットワークを組んだらいいのか。情報を組んだらいいのか、分析をしたらいいのかという辺りは、予算と人員と、それだけの能力というのが要りますので、法律に書かれている機能を果たすための手当という部分が私はまだ欠けていると思っておりますので、お願いしたいと思います。

最後の3点目ですけれども、消費者庁ができるとか委員会ができるということを消費者の人たちに話をすると、私たちは何をしたらいいのか。何か情報を持ったときに何してくれるの。どうすればいいのかという話をよくされるので、消費者庁に是非情報を寄せてください。でも消費者庁に来なくても自分の一番身近なところに行けば、その情報というのは最終的には消費者庁が集約をして検討をしますよということをもっと消費者に PR する必要があるかなと思っています。

長くなりましたけれども、以上のようなことを考えております。

山上委員 いろいろと消費者庁に向けての議論がなされた中で、制度的なところはできたのかなと思うのですが、具体的に手足となる地方消費生活センターとの連携と申しますか、そこら辺の具体的なものがどうなっていくのかなということを考えてみたのです。まだまだ相談員の中でも消費者庁ができると実際の日々の相談がどういうふうにならっていくのかとか、国センというのは一体どうなっていくのかというふうに思っている方がとても多いので、そこら辺のところをしっかりと相談員の方々に、具体的にこういうふうになるのです。ここでは事故情報がとても大きく論

点として出ておりましたが、日々の相談の約 90% 近くは契約絡みの相談が消費生活センターでは行われているわけです。

消費者庁ができますと国民の方々、消費者の方々、何でも解決してくれるだろうという過大な期待を持ってしまっているのではないかと。

消費者庁ができたのに何なのとなってしまうと、すごく不幸なことになるかと思しますので、スタートは小さくても、この消費者庁は皆さんのためのものなのだからということをしっかりアナウンスできるような形にしていかなければいけない。

それは各地のセンターで実際に相談を受けている相談員さんたちが、そこら辺のところをうまく御相談を受けながらやっていく部分なのかなと思っておりますので、現場の相談員の方々に、今後こういうことがこうなる。

例えば法律が共管とか移管とかいろいろございますけれども、私たちはこの法律の解釈ぎりぎりのところでどうなっているかということは今までは各所管のところに問い合わせをしていたのですけれども、そういったところが共管になってどこへ行けばいいのかという、基本のケースが今ではわからない状況でございますので、そういった具体的なところを早急に決めていただいて、最前線の人たちに届けていただけたらなと思っております。

情報の共有化と一元化ということですが、先ほどございましたように、情報の精度というものはとても大事で、一番最初は現場の相談員のセンスによるところも多々あるかと思しますので、そういったところは今回の活性化とかいうところで、研修等厚く手当をしていただいております。

ただ、促成栽培といいますか、それはなかなか難しいのが現状でございますので、やれるところを少しずつやりながら、連携というところの具体的なもの、消費者庁ができたなら何がどう変わり、どういうことかできるのかということ国民、センターにもきちんと伝えていくということが大事なかなと思っております。

向殿委員 一つ欠けていたのは、廣瀬先生と同じように製品安全の規格を、日本から ISC、ISO に提案していくという視点だと思います。日本は非常に実力がありますのに、実はルールで負けているという点がありますから、国際安全基準を日本から出していくという視点が必要だと思います。

もう一つは、先ほどと同じ話をもう一度申し上げますけれども、実は事故の原因をちゃんと究明するということはものすごく大事だと思うのですけれども、御存じのように事故が起きると警察が先に入りますから調査できない場合が多いわけです。各省庁みんな困っているということがありますので、故意・悪意でない限りは過失は、犯人捜査よりも原因究明を先にするという視点が非常に重要で、そのためにはある程度調査権限を持った調査委員会をつくるべきだと思います。

今のこの消費者庁の人数だとか能力からいって、現状では無理だということは明らかですので、大臣、是非日本全体のために、消費者事故に対しては、特にエレベーター、エスカレーター、子どもの遊具という事故に関しては原因究明のための調査機関を作ってください。ほとんど警察が先に入ってしまったら実は困っている。今、国土交通省はやっと警察と話をしながら、うまく行き始めてはいるのですが、実は最後になると犯人捜査のために、ここから以上はしゃべってはいかんとか、手を触れてはいけないという問題が起きます。過失というレベルであるのならば、犯人捜査よりは

原因究明を先にするという調査権限を持った調査委員会をつくるということ、次に消費者庁の目玉にしていきたい。

なぜかといいますと、各府省庁内では無理なわけです。省庁の中でしか動けませんから。消費者庁というある程度省庁を超えたところでやれば可能だと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

佐野委員 消費者庁の大きな柱であると思われる消費者安全に関してここで検討して来ました。このまとめでは、まだまだ検討すべきであるとか、望まれるとか、進めるとか、これから先やらなければならないことばかりのような気がするわけです。その中で消費者庁としてきちんと、もしかするとゼロから見直す部分もあるのではないかと。その辺まで大きく最初から検討し直し、このまとめを参考にしつつ検討していただきたいと思います。

私一つすごく気になっているのが、この報告書にも書かれているのですが、消費者庁及び消費者委員会は事業者と消費者の懸け橋となると書かれている点です。企業の相談窓口の方とか相談なさっている方がよくおっしゃる言葉全くそのままです。企業と、事業者と消費者の懸け橋。消費者庁はそういう調整ではなくて、まさに消費者の目線で物事を考え、検討し、政策をつくるというもっと中に踏み込んでいくべきだと思うわけです。

その部分を是非新しいいろんな省庁から集まった方々と一緒に検討されて、もう少し消費者の目線がどうあるべきかという、ただの懸け橋では私は困っていると思うので、その辺を強く消費者庁の味を出していただきたいなと思います。

野田特命担当大臣 それに関して議論の後半にわっと来た話が消費者教育なわけです。消費者目線というのはどの高さなのか。それぞれの思いが違うみたいなのところがあり、本当に消費者が正しい教育を受けることによって、より主体的に安全や安心を確保できるような流れというので消費者庁はつくっていかねばいけない。今までは誰もやってくれないわけですから、誰一人そういう相談相手がない中、消費者目線というのを強調するために、どこに消費者目線があればいいのかみたいなことを含めて、消費者教育というのは、実は最初のころは余り議論の中になかった。でも参議院の方では最後は消費者教育の話ばかりで、新しく法律を付け加えろとまで言われたのですが、今後どこに目線があるのかなというのは、人それぞれで違っている感じがしましたので、しっかり考えていきたいなと思っています。

早川委員 ただいまの消費者目線をどこにというお話なのですが、消費者の意識だとか知恵というのは随分いろいろ変わってきている、変化して来ているということは是非頭に置いていただきたいと思うのです。それを知るためにはいろんな業種の相談窓口に入ってくる声をざらにするというか精査する必要があると思います。

例えば食品であれば、この辺までとか、衣服関係であれば、この辺までということがわかると思うのです。

食品で私が初めて担当したときにびっくりしたのは、パウチに入ったハムを買って、これはこのまま食べられますか。焼かないと食べられないものですかとか、サンドイッチをつくる時にはこのハムはどうしたらいいのでしょうか。湯せんにかけるのでしょうかということを知ってくる人が

結構いるのです。それで私はびっくりしたのです。この人はハムサンドというのは食べたことがないのかなと思ったのですが、多分そういうのを家で作ったところを見たことがないか、基本的な食べ方すらわからないという人も出てくるわけです。

笑い話に落としぶたと言ったら本当にふたを落としてしまったというのと同じように、今までの知識と、今持っている彼女たちの生活の知恵というものが、すごくレベルが低くなっているということも頭に置かなければいけない。

いろんなところの相談窓口に入ってくる、そういうたぐいの情報を精査されるといいかなと思います。

もう一つは、先ほど野田大臣がおっしゃいましたが、言葉は悪いですが、消費者庁が繁盛をすればするほどいかに国民が困っているかということです。

私もこの全体を見ていますと、問題が起きたからそれをどうしましょう。解消しましょう。何となくモグラたたきにならないか。

私も今までそういう担当していたときに、私たちがしっかりと仕事をすればもうこの部署がなくなってもいいので、なくせるくらい仕事をしましょうと言ってきました。

何故その問題が出てくるのか。皆さんがおっしゃっている原因です。原因をきっちり押さえてそれを解消していけば、巷で問題は起きてこないわけですから、現在起きているものを解消していきながら原因追究、解析分析ですね。そういうものをきちっとして、二度と起こさないという、未然防止につながるとは思います。起こさない手立ても一緒に考えていくということが、それがまた消費者教育の方につながっていくのではないかなと思います。

鶴岡委員 先ほど佐野委員もおっしゃったのですが、消費者庁の存在意義というのは、やはり消費者目線の実現である。しかし、実際には他官庁から権限を移譲して来たということで、消費者目線を徹底していく上では、さまざまな抵抗とあります。それがハードルになる可能性は大きいと思うんです。そこをいかに克服していくか。それは政治家のリーダーシップにかかってくるのだらうと思います。

トップに大臣を擁するというを総合企画部会の意見書でもその方向にすべきだということは申し上げてきたんですが、国民に直接責任を負う大臣、政治家がリーダーシップを発揮していくということが、特にスタート当初の消費者庁にとっては非常に重要なのだらうと思いますので、その辺を政党内部での議論を含めて、浸透させていっていただけたらと思います。

野田特命担当大臣 私もそれは大事だと思っていて、こうやって政治がいろいろ揺らいでいる中、誰が大臣になってもきちんと消費者庁が機能を発揮しなければいけないわけで、一生懸命消費者行政にコミットしている人が熱心にやったからよくなったのではなくて、全然関心のない人が大臣になったとしても、消費者庁がちゃんと機能されなければならないということは本当に大事なことだと思っております。それはやはり法律が担保するのだらうと思うのです。そこら辺が実際に運用されてどうかというのはしっかり見届けていかなければいけないと思うのです。

結構聞かれたのは、あなたは一生懸命やっているからできるのです。次、大丈夫ですかと言われたときに、次も大丈夫なように法律をつくるのです。私の気合いだけで消費者行政をやってはいけ

ないわけで、そこら辺が自分としては大丈夫だと思っていますけれども、私のように担当が幾つもあったりすると、本当にこれだけの大きな仕事を抱えている役所の大臣として、大丈夫かなというところもあるので、そこら辺はきちりと事務方と詰めて、この人は頑張ったからいい消費者庁だった。この大臣は頑張っていないから消費者庁が動かないではだめだと思うので、そこら辺は気をつけて見守っていかなければいけないなと思っております。

升田委員長 当初申し上げましたように、私の伺っている範囲では、大臣そろそろ御所用が終わりだということですので、退出されるということでございます。

いろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございました。

野田特命担当大臣 どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。

(野田特命担当大臣退室)

升田委員長 どうもありがとうございました。

時間もまいりましたといいますか。若干延びてしまいましたけれども、本日予定しておりました日程はすべて終了いたしましたので、会議を終了させていただきたいと思っております。

皆様におかれましては、昨年の9月からワーキンググループを含めまして、先ほどの大臣のお話にもありましたけれども、18回にわたりまして委員会における審議に精力的に取り組んでいただきまして、誠にありがとうございました。私の方は時間ばかり申し上げて誠にもって恐縮でございましたが、各先生方に御協力いただきまして、こういう形で報告書がまとまるということになりました。本当にありがとうございました。

これをもちまして「消費者安全に関する検討委員会」を終了させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。